



手数料改定の Q&A

Q. なぜ処理手数料を改定するのですか？

A. 処理手数料は、本市のごみ処理施設でごみを処理する際に発生する費用について、排出者責任、受益者負担の観点から、排出事業者の皆様にご負担をいただいているものです。

この費用が増加し、現在いただいている処理手数料額との格差が広がっていることから、今回、改定を行いました。(消費税率の引き上げに伴う改定を除くと、6年ぶりの改定となります。)

Q. 許可業者にごみの収集運搬を委託していますが、どう影響するのですか？

A. 排出事業者の皆様がごみの収集運搬を許可業者に委託する場合に支払う「ごみ処理料金」は、「収集運搬料金」と、市に支払う「処理手数料」から成り立っています。今回の「処理手数料」の改定後の「ごみ処理料金」については、現在ご契約なさっている許可業者にお尋ねください。



事業系ごみとは

